

日医発第 1103 号（法安 141）
令和 3 年 2 月 8 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 中川 俊男
(公 印 省 略)

厚生労働省委託「日本医師会死体検案相談事業」の
全国的な試行運用の開始について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会会務の運営につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記事業は、日本医師会が検案体制の更なる充実を図るため、厚生労働省から委託を受けて実施するもので、検案業務に従事する医師が、死因判定等について、法医学専門家の助言を求めたい時に、全国共通の電話番号に電話をすると、輪番制で担当する法医学専門家の専用携帯端末に接続され、死体検案に関する専門的助言が受けられるというものです。

本事業は、平成 31 年 3 月より試験的に中部地区と九州地区の警察協力医を対象にサービスを開始して以降、今後の事業方針等について厚生労働省、関連学会等と協議を重ね、令和 2 年 11 月からは実施地域を関東甲信越を除いた各地域に拡大し、相談対象を「死体検案業務に従事する一般臨床医等」とするなど、段階的な試験運用を経てまいりました。

このたび、本事業の全国展開に備えた相談受付体制が整い、令和 3 年 2 月より、実施地域に関東甲信越地区を加えた全国運用の試行を開始することといたしましたので、貴会ならびに管下郡市区等医師会の死体検案に携わる会員及び、貴会警察活動に協力する医師の部会（仮称）に所属する医師等への周知方に、ご高配賜りますようお願い申し上げます。また、貴会管下地域内に既存の警察医会等の組織が存在する場合には、これらの組織への情報提供にもご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

本会では、今後とも本相談事業の充実に向けた取り組みを進めて参りますので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

厚生労働省委託「日本医師会死体検案相談事業」の概要

利用対象地域： 全国（北海道・東北地区、関東甲信越地区、中部地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区）

※下線は、今般新たに対象に加わる地域

利用開始日時： 令和3年2月10日（水）午前8時

利用対象者： 検案業務に従事する一般臨床医、警察協力医
（医師会員であることを問わない）

相談内容： 死体検案業務におけるご遺体についての具体的な判断、死因確定、死因検索方法の選択等に関しての具体的な質問・相談・確認など

利用時間： 原則として、毎日 午前8時～午後10時
（平日、土日、祝日とも同じ）

利用方法： 0570-041901^{しいんきゅうめい}へダイヤルし、
相談協力医とお話してください。

※発信端末の制限はありません。
携帯電話、PHS、IP電話等からも可。

通話料（目安）： 発信する電話の種類により異なります。通話料の目安は以下のとおりです。（利用者負担）

※相談に係る費用は発生いたしません。

【固定電話】

全国一律 10円（税別）／60秒

【携帯電話・PHS】

全国一律 10円（税別）／20秒

以上

検案に携わる医師
・警察協力医

死因判定等について、法医学専門家の助言を求めたい



電話による
相談

日本医師会「死体検案相談窓口」
法医学を専門とする医師が交替で対応

法医相談医



対象地域

全国(北海道地区、東北地区、関東甲信越地区、中部地区、近畿地区、中国・四国地区、九州地区)

※下線が新たに対象に加わる部分

【利用対象者】 検案業務に従事する
一般臨床医、警察協力医
(医師会員であることを問わない)

【電話番号】 0570-041901

シンキュメイ

ナビダイヤル



【通話料】 10円/60秒(固定電話)、
(目安) 10円/20秒(携帯電話)
(利用者負担)

※相談に係る費用は発生いたしません。

【受付時間】 毎日朝8時～夜10時